

令和7年度答申第8号
令和8年1月14日

松戸市長 松戸 隆政 様

松戸市情報公開審査会
会長 井川 信子 印

公文書の一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和6年8月15日付け松街区第78号をもって諮問のあった公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市長が行った本件処分は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和4年11月2日付け公文書開示請求書により、
「1 新松戸駅東口地区土地区画整理事業計画等作成業務 委託委託契約書（平成29年5月20日から平成30年3月30日まで）に係る成果物一式（全て）
2 新松戸駅東側地区土地区画整理事業認可申請等作成業務 委託委託契約書（平成30年6月7日から平成31年3月29日まで）に係る成果物一式（全て）」について、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 本件開示請求に対して、令和4年11月15日付け開示決定等期間特例延長を行い、相当の部分について、令和4年12月27日付け公文書一部開示決定（以下「本件処分以外部分の処分」という。）を行い、残りの部分について、令和5年3月28日付け公文書一部開示決定通知書により、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分以外部分の処分及び本件処分を不服として、令和5年6月16日付け審査請求書により、本件審査請求を行った。
- (4) 審査請求人は、令和6年9月9日付け意見書兼反論書を提出した。
- (5) 審査庁は、令和6年11月29日付け裁決書により、本件処分以外部分の処分に対する審査請求の部分を下す裁決を行った。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件審査請求の趣旨
本件処分の取消しを求める。
- (2) 本件審査請求の理由
非開示理由をいくら並べても「全面黒塗り」の複数頁を受忍出来ない。故に、非開示理由の事実及び正当性に疑念が生じこれを容認出来ない。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

ア 本件処分の理由について

本件処分における非開示部分については、法人代表者の印影や、個人氏名等の個人情報、工事設計図書の内容、内部の協議録等、いずれも条例上、非開示とすることが認められている事項であって、これらを開示することにより個人の権利利益の不当な侵害及び事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれが生じる内容である。

なお、個別具体的な文書ごとの開示しない部分及び開示しない理由等の詳細については、本件処分時に添付した公文書一覧表（別表）のとおりである。

イ 審査請求の理由に対する意見

本件審査請求について、審査請求人は「受忍出来ない」「容認出来ない」などと心情を述べるにとどまり、具体的な主張が見受けられないため、処分庁としては4(2)アで述べた本件処分理由及び本件処分時に添付した公文書一覧表（別表）に記載の非開示理由を改めて主張する。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例第7条第6号該当箇所について

ア 条例第7条第6号は、市の事務事業の性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非開示としている。そして、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公にすることによる利益と公にすることにより生ずる支障とを比較衡量したうえ、公にすることの公益性を考慮しても、なお当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることをいう。そして、その比較衡量に際しては、事務事業情報にも対象となる市の機関等の事務事業ごとに様々なものがあり、また、当該情報の開示による市民への影響等にも差があるため、市の機関等における適正な事務事業遂行の確保の必要性等及び保護すべき市民の権利利益を害する相当の蓋然性について、個別の事務事業事案に応じ、具体的かつ慎重に検討する必要がある。そして、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度についても、単なる可能性又は抽象的なものでは足りず、当該事業の適正な遂行に支障が生ずることについて、法的保護に値する蓋然性が

認められなければならない。

イ 土地区画整理事業は、道路や公園などの公共施設を整備し、土地の利用価値を高め、都市の将来像を形作る重要な役割を果たす事業である。そして、事業の施行においては、整備に必要となる建物の移転・除却や、土地の減歩・再配置（換地処分）などが行われることから、土地の所有権などの財産権に制限を課すこととなり、また当該区域の住民については建物の移転等が発生し、補償内容などによって個人の生活や事業に大きく影響を与えるものである。このような事業の性質からすると、権利者の意向を無視して事業を進めることはできず、権利者の協力が不可欠であって、多様な意見や利害関係を有する権利者・住民らと協力し合意形成を図りながら事業を進めていく必要がある。土地区画整理事業は、公共の利益と個人の財産権という二つの重要な要素のバランスを取りながら進める必要がある、極めてデリケートな調整が必要な事業である。

当審査会が処分庁に対して意見聴取を行ったところ、かかる性質を有する土地区画整理事業においては、些細なことであっても権利者の信頼を損ねる可能性があり、本件において非開示となっている部分は、権利者にかかわる土地・建物の場所、状態、金額等の内容が記載されており、それらが公開されてしまうと、一部の権利者が施行者である市に対して不信感を抱き、その結果、事業の遂行に反対するおそれが認められることから、多数の権利者の協力が必要な土地区画整理事業においては、たとえ一部の権利者が翻意し事業の遂行に反対した場合であっても事業全体の継続が困難になることが認められると主張し、処分庁の主張には合理性が認められる。したがって、本件においては、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものといえる。

(2) 条例第7条第2号該当箇所について

条例第7条第2号は、個人の権利利益を十分に保護するため、個人のプライバシーに関する情報に限らず、特定の個人を識別できる情報は原則として非開示としている。そして、「特定の個人を識別することができるもの」とは、直接、当該情報に係る個人が誰であるかを識別できることとなる情報のほか、特定の個人であると識別することができ、又は識別される可能性がある情報をいう。また、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、識別可能となるものについても、個人識別情報として、非開示情報とするという趣旨である。

本審査会においてインカメラ審理を実施したところ、非開示となっている箇所的大部分は権利者の氏名や住所、資産情報等であり、これらは個人情報であることから非開示となる。

(3) 条例第7条第3号該当箇所について

条例第7条第3号アは、法人等に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報について、公にすることにより、法人等の正当な権利利益が害されることのないよう、非開示情報としている。そして、条例第7条第3号アに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、主観的に他人に知られたくない情報であるというのみでは足りず、情報を開示することにより、当該法人の権利ないし正当な利益を害するおそれが客観的に認められることが必要であると解される。そして、かかるおそれが客観的に認められるというためには、上記の権利ないし正当な利益が害されることの単なる可能性があるというのみでは足りず、権利ないし正当な利益を害されることの相当の蓋然性があることが求められるというべきである。

本件において、法人の代表者印は、当該法人が事業を行うに当たって作成する文書に押捺されるものであることは、広く知られたところであり、その印影は、当該文書が当該法人により真正に作成されたことを認証する意義を有するものといえる。そして、法人の代表者印が広く開示されると、これを用いて文書の偽造がされることなどにより、当該法人の権利ないし正当な利益が害される相当の蓋然性があるとする処分庁の主張には合理性が認められる。したがって、法人の代表者印は、条例第7条第3号アにより非開示となる。

(4) 条例第7条第5号該当箇所について

条例第7条第5号は、市の審議、検討、又は協議に関する情報を開示することによって、その意思決定が損なわれないようにする必要があることから定められたものである。そして、条例第7条第5号に規定する「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」の「おそれ」とは、単なる可能性又は抽象的なものでは足りず、意思決定の中立性が不当に損なわれること、市民の間に混乱を生じさせること、特定の者に不当に利益若しくは不利益を与えることについて、法的保護に値する蓋然性が認められなければならない。

本審査会においてインカメラ審理を行ったところ、協議の内容は、新松

戸駅東側地区土地区画整理事業における計画の策定、道路の新設計画についてであった。当審査会が処分庁に対して意見聴取を行ったところ、土地区画整理事業は当該権利者や周辺住民に対して大きな影響を与えるものであり、本件計画はいまだ検討段階のものであり、具体的な進展がみられていないことを考えると、未確定な情報を開示することにより、情報が独り歩きし事実として誤認され、市民や利用者に混乱を与える可能性があるのみならず、情報を得た一部の者が地域の活性化を見越した周辺地域への投機を図り、不当な利益を得るおそれが認められると主張し、処分庁の主張には合理性が認められる。とすると、本件においては、「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」があるとした処分庁の判断には合理性が認められ、条例第7条第5号により非開示とした処分庁の判断は妥当であると考ええる。

6 結論

以上により、審査会としては、「1 審査会の結論」のとおり判断する。当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 6年 8月15日	諮問書の受理
令和 7年 8月20日	第1回審査会（諮問の報告・審議）
令和 7年10月 6日	第2回審査会（審議・意見陳述）
令和 7年11月13日	第3回審査会（審議・理由説明）
令和 7年12月10日	第4回審査会（審議）
令和 8年 1月14日	第5回審査会（審議）